部

第2節 日米共同の抑止力・対処力の強化

わが国の防衛戦略と米国の国防戦略は、あらゆるアプローチと手段を統合させて、力による一方的な現状変更を起こさせないことを最優先とする点で軌を一にしている。これを踏まえ、即応性・抗たん性を強化し、相手にコストを強要し、わが国への侵攻を抑止する観点から、それぞれの役割・任務・能力に関する議論をより深化させ、日米共同の統合的な抑止力をより一層強化していく1。

具体的には、日米共同による宇宙・サイバー・電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力や相互運用性を高めるための取組を一層深化させる。あわせて、わが国の反撃能力については、情報収集を含め、日米共同でその能力をより効果的に発揮する協力態勢を構築する。さらに、今後、防空、対水上戦、対潜水艦戦、機雷戦、水陸両用作戦、空挺作戦、情報収集・警戒監視・偵察・ターゲティング(ISRT)、アセットや施設の防護、後方支Intelligence, Surveillance, Reconnaissance and Targeting 援などにおける連携の強化を図る。

また、わが国の防衛力の抜本的強化を踏まえた日米間の役割・任務分担を効果的に実現するため、日米共同計

画にかかる作業などを通じ、運用面における緊密な連携を確保する。加えて、より高度かつ実戦的な演習・訓練を通じて同盟の即応性や相互運用性をはじめとする対処力の向上を図っていく。

さらに、核抑止力を中心とした米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けることを確保するため、日米間の協議を閣僚レベルのものも含めて一層活発化・深化させる。

力による一方的な現状変更やその試み、さらには各種事態の生起を抑止するため、平素からの日米共同による取組として、共同FDO² や共同ISRなどをさらに拡大・Intelligence, Surveillance and Reconnaissance 深化させる。その際には、これを効果的に実現するため、同志国などの参画や自衛隊による米軍艦艇・航空機などの防護といった取組を積極的に実施する。

さらに、日米一体となった抑止力・対処力の強化の一環として、日頃から、双方の施設などの共同使用の増加、訓練を通じた日米の部隊の双方の施設への展開などを進めることとしている。

宇宙領域やサイバー領域などにおける協力

国家防衛戦略では、日米共同による宇宙・サイバー・ 電磁波を含む領域横断作戦を円滑に実施するための協力 や相互運用性を高めるための取組を一層深化させること とされている。

特に、2023年の日米安全保障協議委員会(日米「2+2」)では、宇宙への、宇宙からの、または宇宙における攻撃が、同盟の安全に対する明確な挑戦であると考え、一定の場合には、この攻撃が、日米安保条約第5条の発動につながることがありうることが確認された。また、2024年4月には、木原防衛大臣(当時)は、ホワイティング米宇宙コマンド司令官の表敬を受け、安全保障環境が一層の厳しさを増すなか、宇宙領域における能力の強化にむけて、宇宙領域把握(SDA)を含めた日米防衛当局間の協力を加速させていくことを確認した。

さらに、同年12月、米軍は、在日米軍全体に宇宙領域に関する知見を提供するほか、防衛省・自衛隊をはじめ

とする日本の関係省庁などとの調整の円滑化のため、横 田飛行場 (東京都) に在日米宇宙軍を新編した。

また、日米防衛当局間における電磁波領域の作業部会などを通じ、電磁波領域における日米間の連携を強化している。

そのほか、安全保障分野でのAIの活用や多国間にま Artificial Intelligence たがる課題などの情報交換などを実施している。

■ 参照 1章1節1項4 (宇宙領域における対応)、1章1節1項5 (サイバー領域における対応)、1章1節1項6 (電磁波領域における対応)

¹ なお、自衛隊の全ての活動は、主権国家たるわが国の主体的判断のもと、日本国憲法、国内法令などに従って行われること、自衛隊および米軍がそれぞれ独立した指揮系統に従って行動することに何ら変更は無い。

² 柔軟に選択される抑止措置

統合防空ミサイル防衛

弾道ミサイル、巡航ミサイルや航空機など、わが国に 向けて飛来する経空脅威への対応については、運用情報 の共有や対処要領の整備に加え、日米共同統合防勢対航 空訓練などを実施することにより、日米共同対処能力を 向上させている。また、累次にわたる北朝鮮による弾道 ミサイルの発射の際には、同盟調整メカニズム (ACM)

も活用し、日米が連携して対処している。

なお、米国は2022年に発表したミサイル防衛見直し (MDR) において、わが国を含む同盟国との協力の重要 性を明記している。

参照 1章1節1項3(弾道ミサイル攻撃への対応)

情報収集・警戒監視・偵察 (ISR) 活動

共同のISR活動について、日米両国の活動の効率や効 果を高めるためには、広くアジア太平洋地域における ISR活動を日米間で協力して実施していくことが重要で ある。

このような共同のISR活動の拡大は、抑止の機能を果 たすとともに、他国に対する情報優越を確保し、平素か ら各種事態までのシームレスな協力態勢を構築すること

につながる。2024年7月に実施された日米 [2+2] にお いて、日米双方は、情報収集、警戒監視および偵察(ISR) 協力の着実な進歩を確認した。また、日米共同情報分析 組織 (BIAC) の成果を確認し、今後の協力取組に関する 継続的な議論を通じてBIACを強化・拡大することに合 意した。

米軍等の部隊の武器等防護

自衛隊法第95条の2の規定では、自衛隊と連携して わが国の防衛に資する活動に現に従事している米軍等の 部隊の武器等を防護できることとされており、2024年 は、弾道ミサイルの警戒を含む情報収集・警戒監視活動 の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が4回、共 同訓練の機会に、米軍の艦艇に対して自衛隊の艦艇が6

回、米軍の航空機に対して自衛隊の航空機が3回の警護 を実施した。

参照 Ⅱ部5章3項8(米軍等の部隊の武器等防護)、3章1 節2項1(オーストラリア)、資料23(米軍等の部隊の 武器等防護の警護実績(自衛隊法第95条の2関係))

後方支援

1996年に締結(1999年と2004年に改正)した日米 物品役務相互提供協定 (ACSA) による後方支援でも、 日米間の協力は着実に進展した。この協定は、日米安保 条約の円滑かつ効果的な運用と、国連を中心とした国際 平和のための努力に積極的に寄与することを目的として いる。平時における共同訓練をはじめ、災害派遣活動、 国際平和協力業務、国際緊急援助活動、武力攻撃事態と いった様々な状況において、自衛隊と米軍との間で、そ の一方が物品や役務の提供を要請した場合には、もう一

方は提供ができることが基本原則である³。

2015年の平和安全法制の成立を受け、2016年、新 たな日米ACSAに署名し2017年に国会で承認され、発 効した。これにより、平和安全法制で実施可能となった 物品・役務の提供についても、これまでの日米ACSAの もとでの決済手続などと同様の枠組みを適用することが 可能となっており、情報収集活動などに従事する米軍に 対し、食料や燃料を提供している。

■ 参照 図表Ⅲ-2-2-1 (日米物品役務相互提供協定 (ACSA))

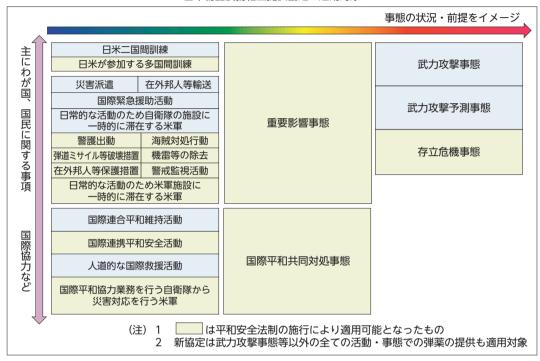
提供の対象となる物品・役務の区分は、食料、水、宿泊、輸送(空輸を含む)、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信、衛生業務、基地支援、保管、施設の利 用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備および空港・港湾業務ならびに弾薬である(武器の提供は含まれない)。

Ш 部 図表 II -2-2-1 日米物品役務相互提供協定(ACSA)

物品・役務の相互提供の意義

一般に、部隊が行動する際には、必要な物品・役務の補給は自己完結的に行うことが通常であるが、同盟国の部 隊がともに活動している場合などに、現地において必要な物品・役務を相互に融通することができれば、部隊運 用の弾力性・柔軟性を向上させることができる。

日米物品役務相互提供協定の適用対象



共同訓練・演習

平素から日米共同訓練・演習を行うことは、戦術面な どの相互理解や意思疎通といった相互運用性を向上さ せ、日米共同対処能力の維持・向上に大きく資するのみ ならず、日米それぞれの戦術技量の向上を図るうえでも 有益である。とりわけ、実戦経験豊富な米軍から習得で きる知見や技術は極めて貴重であり、自衛隊の能力向上 に大きく資するものである。

また、効果的な時期、場所、規模で共同訓練を実施す ることは、日米間での一致した意思や能力を示すことに もなり、抑止の機能を果たすことになる。これらの観点 を踏まえ、防衛省・白衛隊は、引き続き共同訓練の充実 に努めている。

■ 参照 6節 (日米共同訓練・演習など)、資料29 (主な日米 共同訓練の実績(2024年度))

拡大抑止

拡大抑止とは、ある国が有する抑止力をその同盟国な どにも提供することであり、日本は米国から核を含む拡 大抑止の提供を受けている。

日米両政府は、拡大抑止の維持・強化のあり方を議論 するための恒常的な場として、2010年に日米拡大抑止 協議 (EDD) を設立しており、2024年6月に米国ワイ Extended Deterrence Dialogue

オミング州F・E・ウォーレン空軍基地において、同年 12月に日本において協議を実施した。

このほか、これまで事務レベルで行ってきたEDDに 加え、2024年7月には、日米 [2+2] にあわせて、拡大 抑止に関する日米閣僚会合を実施した。会合では、拡大 抑止に特化した初の閣僚会合の実施に至ったことおよび 拡大抑止の強化に向けた議論が継続的に深化しているこ とを歓迎するとともに、拡大抑止を一層強化するための 協力について突っ込んだ議論を行い、拡大抑止に関する 日米閣僚会合共同発表を発出した。また、同年12月に は、拡大抑止に関連する協議やコミュニケーション、抑 止を最大化するための戦略的メッセージ、日本の防衛力 によって増進される米国の拡大抑止のための取組を強化

する 「日米政府間の拡大抑止に関するガイドライン」を 作成した。

今後とも、日米政府間の拡大抑止に関するガイドライ ンも踏まえ、EDDや拡大抑止に関する日米閣僚会合の ような様々なハイレベルでの協議を通じ、米国の拡大抑 止の強化に向けた取組を引き続き進めていく。

共同使用

施設・区域の共同使用の拡大は、演習場、港湾、飛行場 など自衛隊の拠点の増加も意味し、日米共同の活動にお ける、より緊密な運用調整、相互運用性の向上、柔軟性や 抗たん性の向上が可能となる。特に沖縄における自衛隊 施設は、空自那覇基地(沖縄県)などに限られており、そ の大半が都市部にあるため、運用面での制約がある。沖 縄の在日米軍施設・区域の共同使用は、沖縄に所在する 自衛隊の訓練環境を大きく改善するとともに、共同訓 練・演習の実施や自衛隊と米軍間の相互運用性の向上を 促進するものである。また、即応性を向上させ、災害時に おける県民の安全の確保に資することが可能となる。

このため、南西諸島を含め、地域における自衛隊の防 衛態勢や地元との関係に留意しつつ、日米間で精力的に 協議を行っているほか、具体的な取組も進展している。 また、グアムや北マリアナ諸島連邦 (テニアン島) に、自 衛隊と米軍が共同使用する訓練場を整備することとして いる。また、十分な継戦能力の確保・維持を図るために 必要な各種弾薬の取得にあたって火薬庫の確保は重要な 課題であるところ、在日米軍の施設・区域である嘉手納 弾薬庫地区内の火薬庫を自衛隊が追加的に共同使用する こととし、具体的な調整が開始されている。